

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所業務部病害虫同定診断担当
部署の業務内容	植物検疫の輸出入検査現場で植物検疫官が発見した病害虫を同定・識別し、適切な検疫措置をとるための病害虫の同定診断に関する科学技術的支援

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	病害虫の同定診断業務に関して、植物防疫所内部のみならず、都道府県や一般消費者等からも依頼を受け付け、丁寧・誠実・親切な対応をするよう心がけている。それに対して、感謝されている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	苦情、要請、内部告発があった場合、担当職員から統括に報告・相談し対応する。担当内で対応できない事項については、関係部署に連絡する。また、適宜、業務部長に報告し、対応を相談する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	当担当の業務は、通常、国民と直接対面する業務ではないので、特には取組を行っていない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	-	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されと考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	-	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

項 目			対応は 十分か	
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	-	各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映			
			
			